

第三静岡学園 要望、苦情処理委員会に関する規程

(目的)

第1条 要望、苦情などの解決処理が、園で困難と理事長が判断した場合、苦情処理委員会（以下委員会という）を開催する。

2 委員会は「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」に基づく事案も所掌とする。（以下ハラスメント規程という）

(招集者、議長)

第2条 招集者および議長は理事長とする。

(委員)

第3条 苦情処理委員は2名～3名とし、理事長が委嘱する。

(審議)

第4条 議長は、園長、第三者委員又は当事者からの報告をもとに、公平な観点から審議する。

(要望、苦情の受理)

第5条 要望、苦情は、当事者（以下当事者という）からメール（kujoh@shizugaku.jp）または文書で受理する。

(園長の責務)

第6条 保護者からの苦情にあつては、園長は、事実を確認、経緯を苦情処理委員会に報告し、審議に加わらない。

2 ハラスメント規程に基づく事案にあつてはハラスメントの当事者に釈明の機会を与えるが審議に加わらない。

(免責)

第7条 会議における審議は、個人情報保護の対象外とする。

(オブザーバー)

第8条 議長は、教育関係者・専門家のオブザーバー出席を認めることができる。

(回答)

第9条 要望、苦情に関する回答は理事長、園長を除く苦情処理委員の合意で作成、一回に限り当事者に委員会の名のもと文書でもって行う。

2 ハラスメント規程に基づく事案でハラスメントを行った当事者を懲戒する場合、就業規則に規定する「懲戒の種類」も審議する。

(回答に異議がある場合)

第10条 当事者がこの回答に異議を申し立てた場合は、学校法人第三静岡学園は、静岡簡易裁判所の調停に従うものとする。

(委員会の権限)

第11条 保護者からの苦情にあつては、本委員会が、事実に基づかない苦情または園が誠意をもって対応したにもかかわらず、理解・協力を得られず園との信頼関係を喪失した場合または電話、面談の強要、園と無関係な者を同席させるなど行い、結果職員に対し精神的苦痛を与えた苦情と判断した場合、委員会は、園長に次のことを命令できる。

園則第14条1号3項の規定に基づき、当事者が保護者の場合、園長は保護者に対して退園・転園を勧告すること。

2 ハラスメント規程に基づく申し立て事案が事実に基づかない場合、事案が正当の場合、申立者に指導、就業規則に規定する懲戒を行う場合がある。